

第2次 佐渡市男女共同参画計画

～ 一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ ～

平成27年度～平成31年度

佐 渡 市

ごあいさつ

男女共同参画を推進し、
一人ひとりが
「自分らしく」輝ける島
を目指しましょう



少子高齢化の進展による家族形態や社会情勢の変化の中で、全ての人々が「自分らしく」安心して暮らすためには、男女がお互いを認め合いつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

その実現に向けて、佐渡市では、“一人ひとりが「自分らしく」輝ける島”を目指して、「第2次佐渡市男女共同参画計画」を策定しました。

この計画では、より実行性のある計画とするため新たに指標を設け、さらに、市民の皆さまと一体になり、男女共同参画を推進しながら活力ある島づくりを目指すために「市民の皆さまへのお願い」の項目を追加しました。

また、市の将来あるべき姿を示す将来ビジョンにおいては「女性の社会参加の環境づくり」の中で、結婚や出産を経ても女性が働き続けられる雇用環境の整備や、男性の家庭への参画を推進するなど、女性の仕事と生活の調和を図ることとしております。

これらのことをふまえ、この計画を通して、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として考えながら、人口減少対策の一環としても男女共同参画を推進していきます。

最後に、本計画を策定するに当たり、ご尽力いただきました佐渡市男女共同参画推進懇談会の皆さまをはじめ、市民意識調査等で多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、関係者各位に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

佐渡市長 甲斐 元也

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	2
2	計画の基本理念	4
3	計画の性格	4
4	計画の期間	4
5	計画の進行管理	4
6	計画の推進体制	5
7	計画の体系	6
8	これまでの取り組み	8

第2章 計画の内容

1	基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発	13
2	基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり	24
3	基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり	30
4	基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり	41

第3章 計画の指標

参考資料

・	男女共同参画社会基本法	56
・	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	62
・	第2次佐渡市男女共同参画計画策定経過	71
・	佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者の公募に関する要綱	72
・	佐渡市男女共同参画推進懇談会設置要綱	73
・	佐渡市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	74
・	佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者名簿	76
・	佐渡市男女共同参画庁内推進会議名簿	76

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の進行管理
- 6 計画の推進体制
- 7 計画の体系
- 8 これまでの取り組み



1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

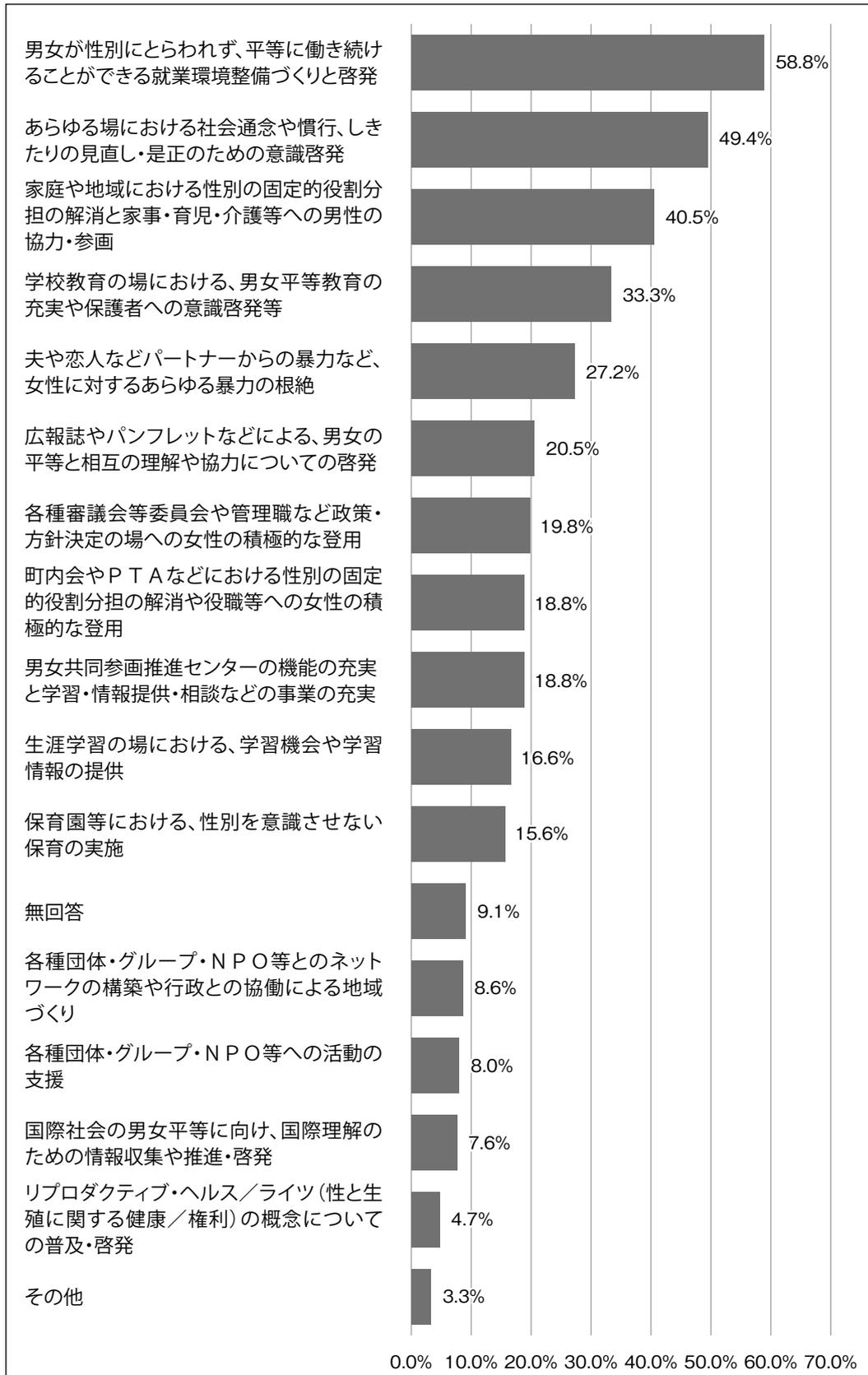
本市が抱える大きな課題である人口減少やそれに伴う少子高齢化、経済変化等に対応していくために、女性が安心して出産できる環境、生活できる環境、能力を發揮し社会進出できる環境の整備が必要です。

また、平成 26 年 2 月に実施した市民意識調査結果では、本市が男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきことについて、平等に働き続けられる就業環境づくり、社会通念や慣行等の見直し、家庭や地域における性別の固定的役割分担の解消と考えている人が多くいました。

このことから、男女共同参画を女性のみの課題としてとらえず、男女が共に家庭や地域活動、仕事のあり方について考え直し、協力していけるように推進していかなければなりません。

なお、本計画は、平成 19 年 3 月に策定した佐渡市男女共同参画計画“気づけば島は変わります 男女共同参画”の計画期間が平成 27 年 3 月をもって終了するため、男女共同参画社会の実現に向けた更なる発展を目指し、計画を策定するものです。

●男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、本計画では次の5つを基本理念とします。

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

3 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法※に基づく計画です。
※「男女共同参画社会基本法」は、参考資料をご覧ください。
- (2) 「佐渡市将来ビジョン」並びに、佐渡市人権教育・啓発推進計画等の市の各種計画との整合性を図りながら、計画を策定しています。
- (3) 市民意識調査結果や佐渡市男女共同参画推進懇談会等の意見を反映して、計画を策定しています。

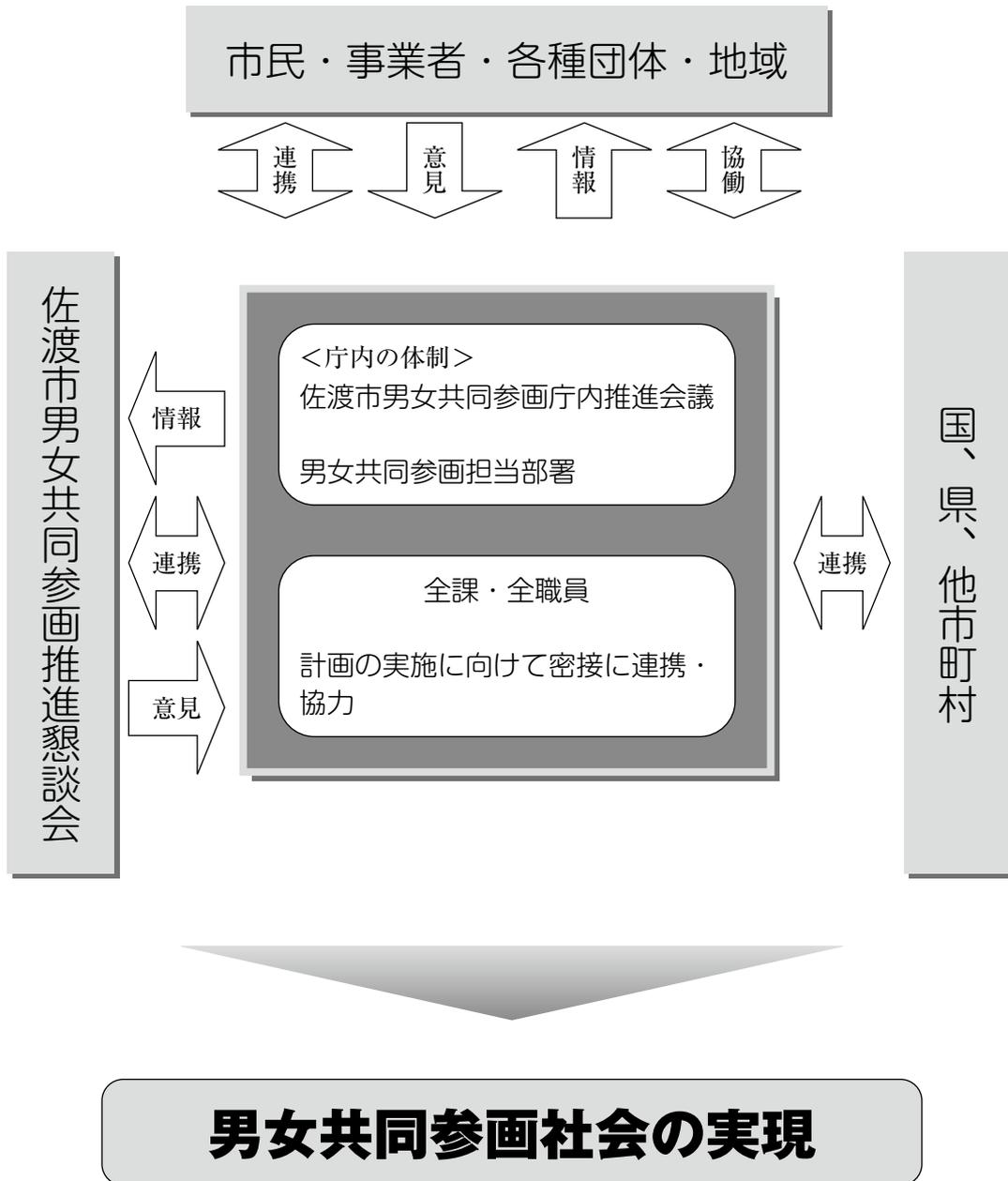
4 計画の期間

- (1) 平成27年度から平成31年度までの5年間です。
- (2) 佐渡市将来ビジョンの見直し時期にあわせて見直すことを基本としますが、計画の実施状況や社会状況の変化により必要に応じて見直します。

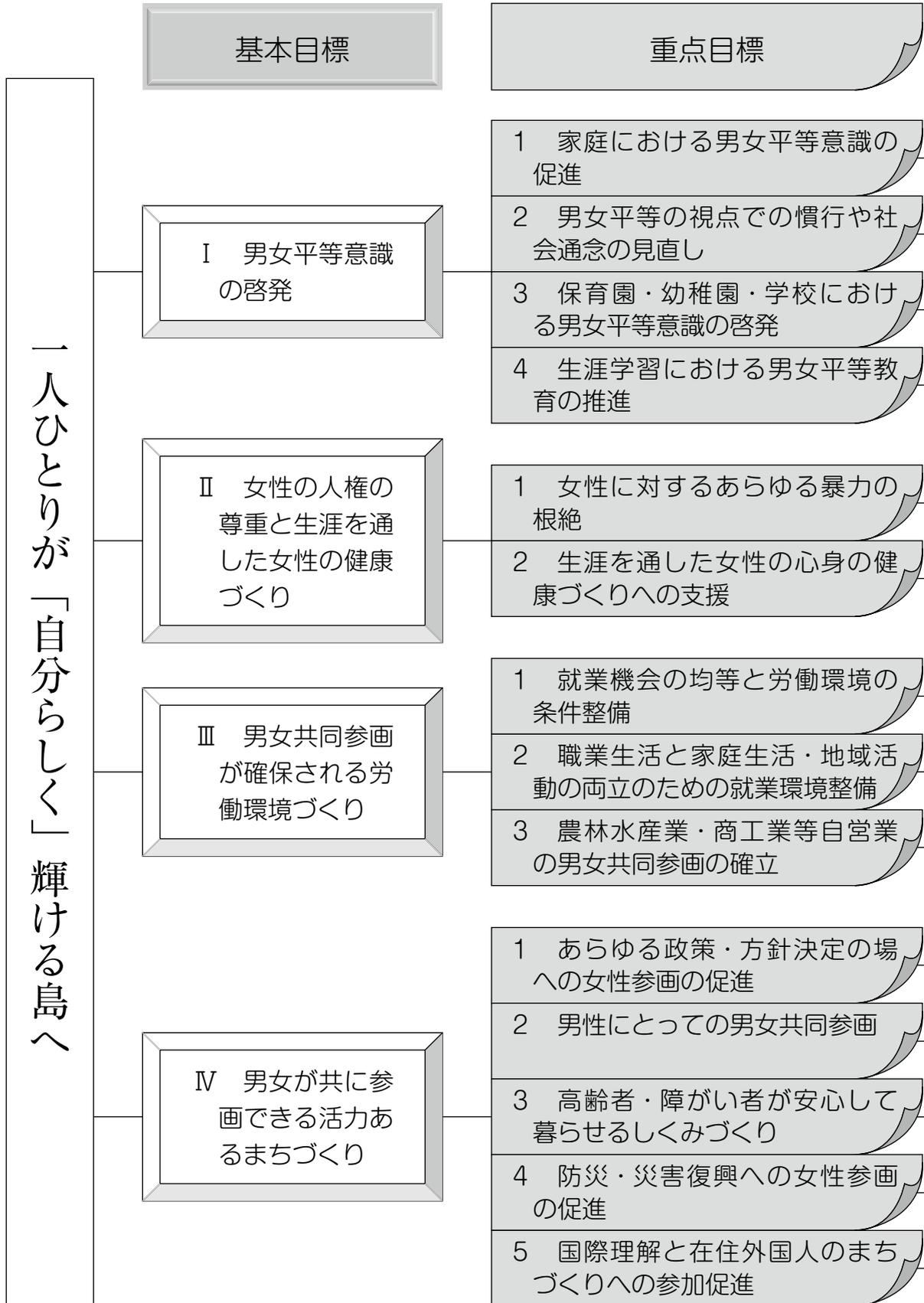
5 計画の進行管理

計画達成に向けて指標を定めるとともにその事業効果を調査し、「佐渡市男女共同参画推進懇談会」が中心となり、計画の適切な進捗管理を行います。

6 計画の推進体制



7 計画の体系



施策の方向

(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消

(1) 地域における固定的性別役割分担意識の解消

(1) 男女平等意識に基づく人権教育、道徳教育、生徒指導、進路指導、性に関する指導

(1) 男女平等に基づいた生涯学習の充実

(1) 女性に対する暴力を許さない社会環境づくり

(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進の推進

(1) 均等な就業機会と待遇確保による働きやすい職場づくりの推進

(2) 能力が発揮できる就業環境の整備

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

(2) 様々な働き方の情報提供と支援の充実

(1) 農林水産業における女性の経営参画の促進

(2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進

(1) 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用

(2) 地域の活動団体における女性参画の促進

(1) 男性に対する男女共同参画の理解の啓発

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

(1) 高齢者・障がい者の社会参画支援

(2) 高齢者・障がい者が安心して過ごせる看護・介護体制

(1) 防災・災害復興活動における女性参画の促進

(1) 多文化共生を進める教育支援事業の推進

(2) 多文化共生を進める生活支援事業の推進

8 これまでの取り組み

(1) 世界の動き

【国際婦人年と国際婦人の十年】

国連は1972年（昭和47年）の総会で、男女平等を目指し、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。

1975年（昭和50年）6月に、メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」では、この目標を実現するための「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。

さらに、国連は「国際婦人年」に続く10年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけました。

【女子差別撤廃条約とナイロビ将来戦略】

1980年（昭和55年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ「国連婦人二十年後半期行動プログラム」が採択されました。

この会議では、最も大きな成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年（昭和60年）7月の「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を西暦2000年に向けて継続することを確認するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」いわゆる「ナイロビ将来戦略勧告」が採択されました。

【行動要領と北京宣言】

1995年（平成7年）には、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに北京で第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に向けた国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）ニューヨークの国連本部では、「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

【国連『北京+ 15』世界閣僚級会合開催】

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+ 15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京行動要領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

（2）国の動き

【国内行動計画策定と女子差別撤廃条約批准】

国においては、「国際婦人年」を契機に1975年（昭和50年）に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進しました。この結果、「男女雇用機会均等法」の制定など法制面での男女平等が整備され、1985年（昭和60年）6月には、「国連婦人の十年」の最大の成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。

【男女共同参画2000年プラン】

1993年（平成5年）7月の推進本部の決定による「男女共同参画社会づくりに向けての推進体制の整備について」を受けて、翌年6月に総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、同年7月には閣僚級による男女共同参画推進本部を発足し、女性に関する施策の推進を図り、平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」など4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

【男女共同参画社会基本法と男女共同参画計画】

そして1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には、「男女共同参画社会基本計画」が策定され、2005年（平成17年）に少子化・男女共同参画担当として内閣府特命担当大臣が誕生し、その12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2010年（平成22年）には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人たちへの支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 新潟県の動き

【新潟県婦人対策の方向】

新潟県においては1977年（昭和52年）民生部青少年福祉課に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に女性行政に取り組み、1985年（昭和60年）には、10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

【にいがたオアシス女性プラン】

1992年（平成4年）には、民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」が提出されたのをふまえ、「婦人対策の方向」の全面改定を行い「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1993年（平成5年）には、（財）新潟県女性財団が設立され、新潟県女性センターを拠点とした、女性の自立と社会参加の促進に向けた機能の充実が図られました。

1996年（平成8年）には、21世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として、国の内外における女性問題解決への動きや、少子高齢化、国際化に対応するため「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

【新潟・新しい波 男女平等推進プラン、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例】

2001年（平成13年）には「ニューにいがた女性プラン」の計画期間満了により、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。2002年（平成14年）4月に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき「男女平等推進相談室」が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

【新潟県男女共同参画計画】

2006年（平成18年）3月、平成18年度から平成24年度までの7年間の計画期間とする「新潟県男女共同参画計画」が新たに策定されました。

2007年（平成19年）10月には国の動きに合わせ、経済界、労働界、行政の各団体が一体となり「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」を行いました。

2013年（平成25年）7月には、「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

(4) 佐渡市の動き

【男女共同参画に関する市民意識調査と第1次男女共同参画計画】

2005年（平成17年）4月より企画情報課内に「市民参加推進室」を設置し、同

年6月に佐渡市男女共同参画計画検討委員会を立ち上げ、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを始め、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い住民意識の把握を実施して、計画策定をスタートさせました。

2007年（平成19年）3月には、「気づけば佐渡は変わります 男女共同参画」を推進するため、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする「佐渡市男女共同参画計画」を策定しました。

【男女共同参画に関する市民意識調査】

2014年（平成26年）には、佐渡市男女共同参画庁内推進会議、佐渡市男女共同参画推進懇談会を設置し、2月には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

第2章 計画の内容

男女がお互いに認め合いつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、以下の4つの基本目標を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり

基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり



1 基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

誰もが自分らしく生活できる社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、性別によることなくそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要です。しかしながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方や、地域活動の場における慣行やしきたりにより、性別による固定的な役割分担意識にとらわれている現状があります。

そのために、男女平等社会について理解を深め、男女の意識を変えていくことが重要であり、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー※）があることをふまえながら家庭、職場、地域、教育の場において、男女平等意識を定着するように促進していきます。

※ジェンダー

社会通念や慣行の中で、社会的に作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。ジェンダー自体に良い、悪いの価値は含まれていません。

重点目標

- 1 家庭における男女平等意識の促進
- 2 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し
- 3 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
- 4 生涯学習における男女平等教育の推進

重点目標1 家庭における男女平等意識の促進

【現状と課題】

家庭は社会の縮図とも言われるように、家庭において男女が協力することは、社会を変えることにつながり、女性が活躍していくためにも大切なことです。

「男は仕事、女は家庭」という考えをもっている人は少しずつ減ってきており、家事・育児・介護の負担については男性の協力が増えてきているものの、依然として女性の負担率が高い状況です。

このような中、家庭における男性・女性の役割分担を見直すために、家庭における男女平等意識を醸成し、お互いに協力できる体制を整えることが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消	1家庭内における男女平等意識の醸成を図ります	総合政策課 社会教育課
	2男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	市民生活課 高齢福祉課 社会教育課

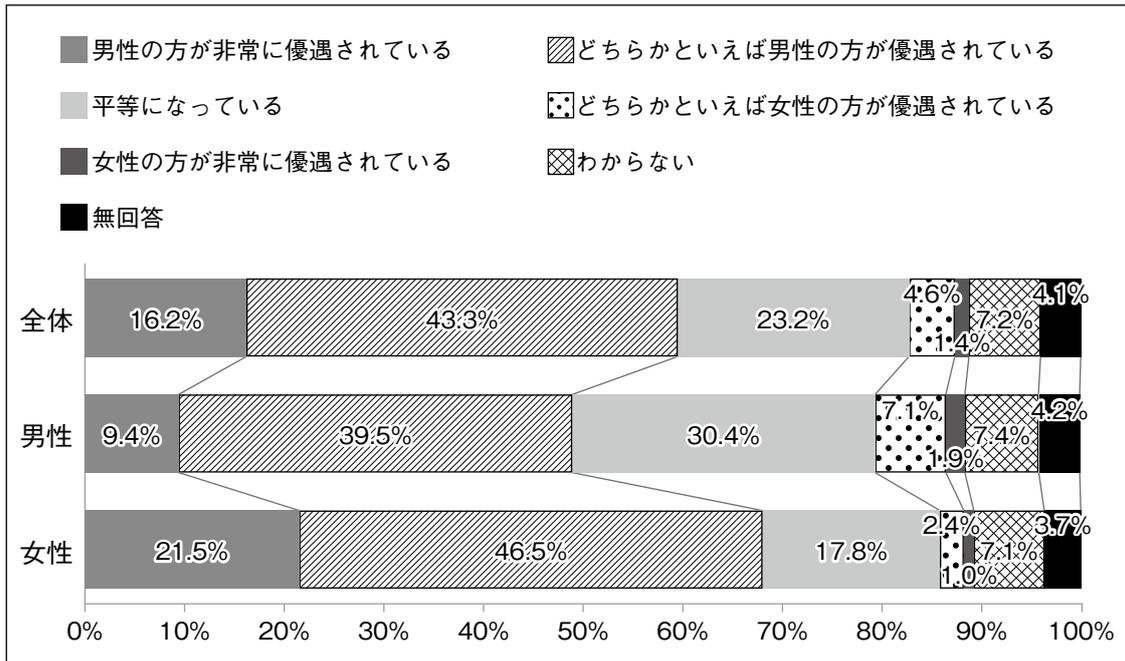
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 家庭において男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ② 家事・育児・介護を学ぶ研修会等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

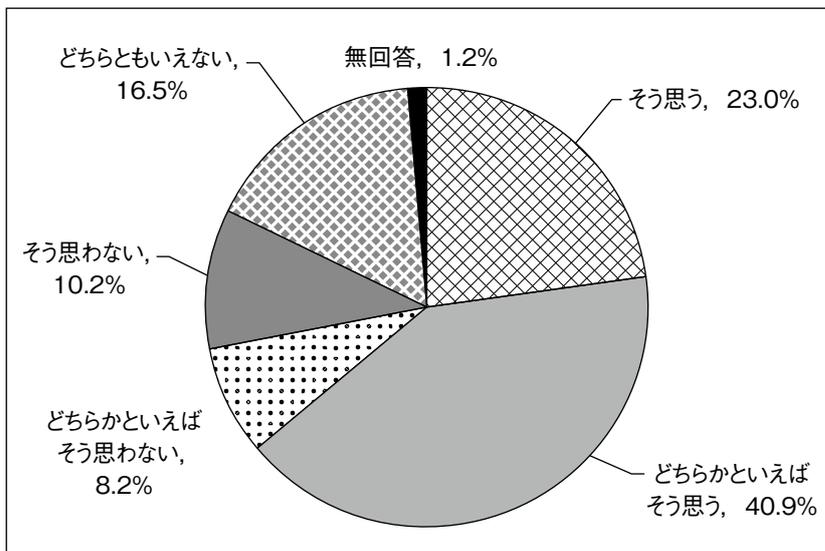
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
1	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	23.2% (H 25)	増加
2	「男の子らしく、女の子らしく」育てることに反対する人の割合	市民意識調査	18.4% (H 25)	増加

●家庭生活における男女の地位の平等に対する考え



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●子育てにおける性別分担意識（男の子らしく、女の子らしく育てた方が良いということ）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標２ 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し

【現状と課題】

社会通念・慣行・しきたりは、長年の間に知らず知らずのうちに私たちの生活の中で意識づけられており、様々な場面で男性中心、男性優遇の社会となっています。市民意識調査結果でも、男性が優遇されていると考えている人が多く、実際に男性が優位になっており、また、女性自身が責任ある立場につきたがらないと考えている人が多くいることから、その傾向が表れています。

そのため、性別によって役割が固定されることは、個人の能力の発揮を妨げる要因になることを認識し、社会通念・慣行・しきたりを見直していくことが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 地域における固定的性別役割分担意識の解消	1 慣行や社会通念・しきたりについての意識改革を推進します	総合政策課 社会教育課
	2 女性が積極的に指導的な立場につけるような意識改革を推進します	総合政策課

(2) 市民の皆さまへのお願い

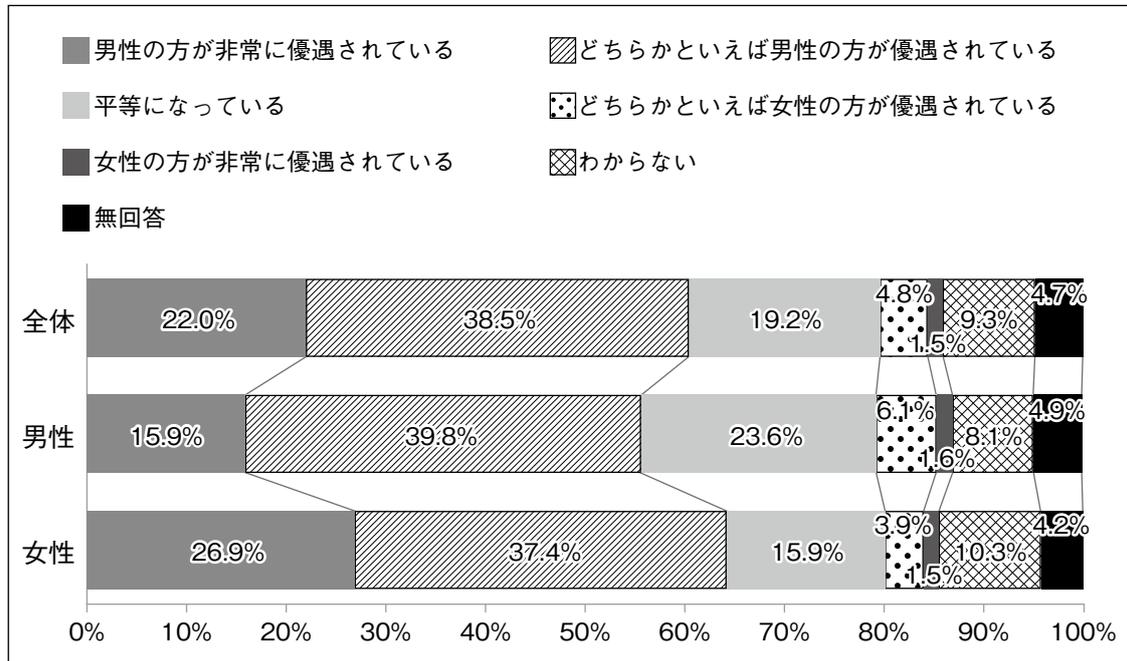
- ① 地域において女性役員を増やし、女性の意見も取り入れましょう。
- ② 女性が積極的に地域行事へ参加できるように働きかけ、女性自身も積極的に参加しましょう。

(3) 指標

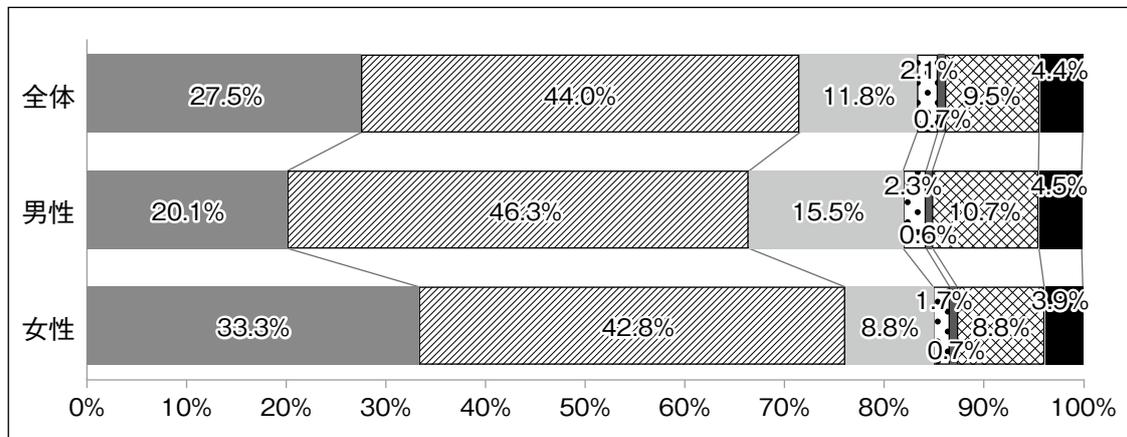
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
3	社会通念・慣行・しきたりなどで「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	11.8% (H 25)	増加
4	地域社会の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	19.2% (H 25)	増加

●各分野における男女の地位の平等に対する考え

①地域社会（町内会・集落等）



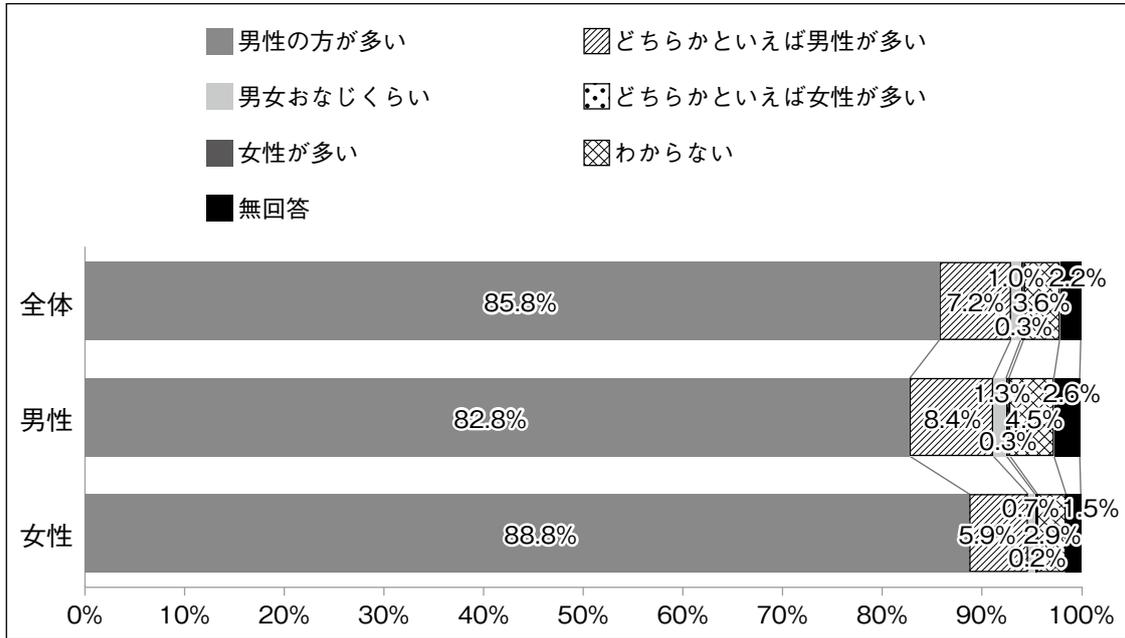
②社会通念・習慣・しきたりなど



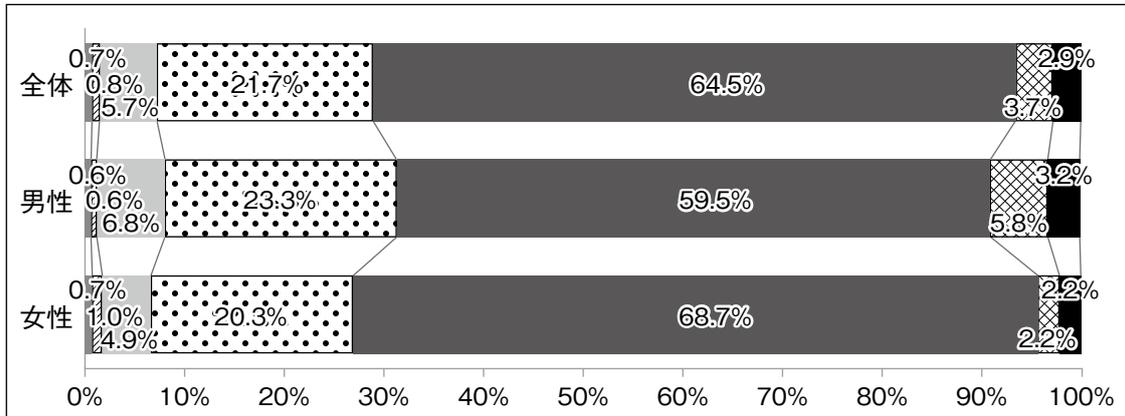
資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●地域における慣行・地域活動の現状（男女別の担当割合）

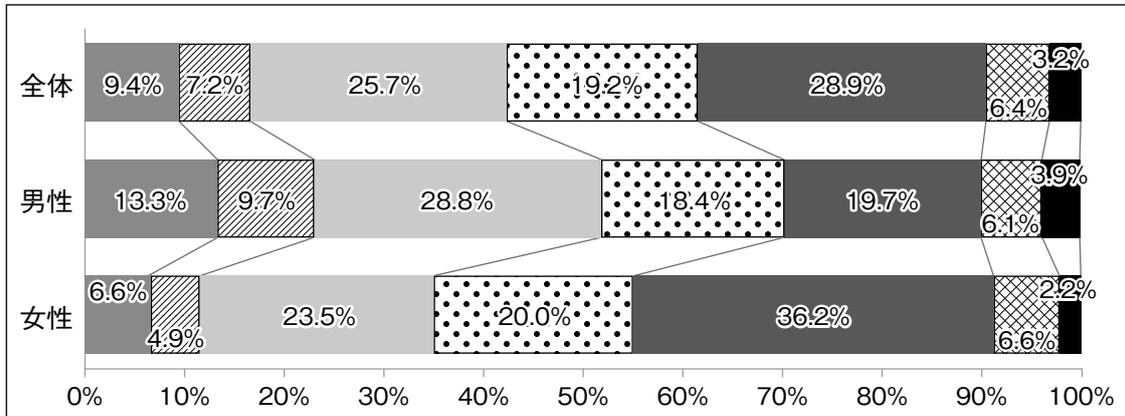
①自治会長や町内会長、集落長



②葬祭の会合でお茶や料理などの準備をする人

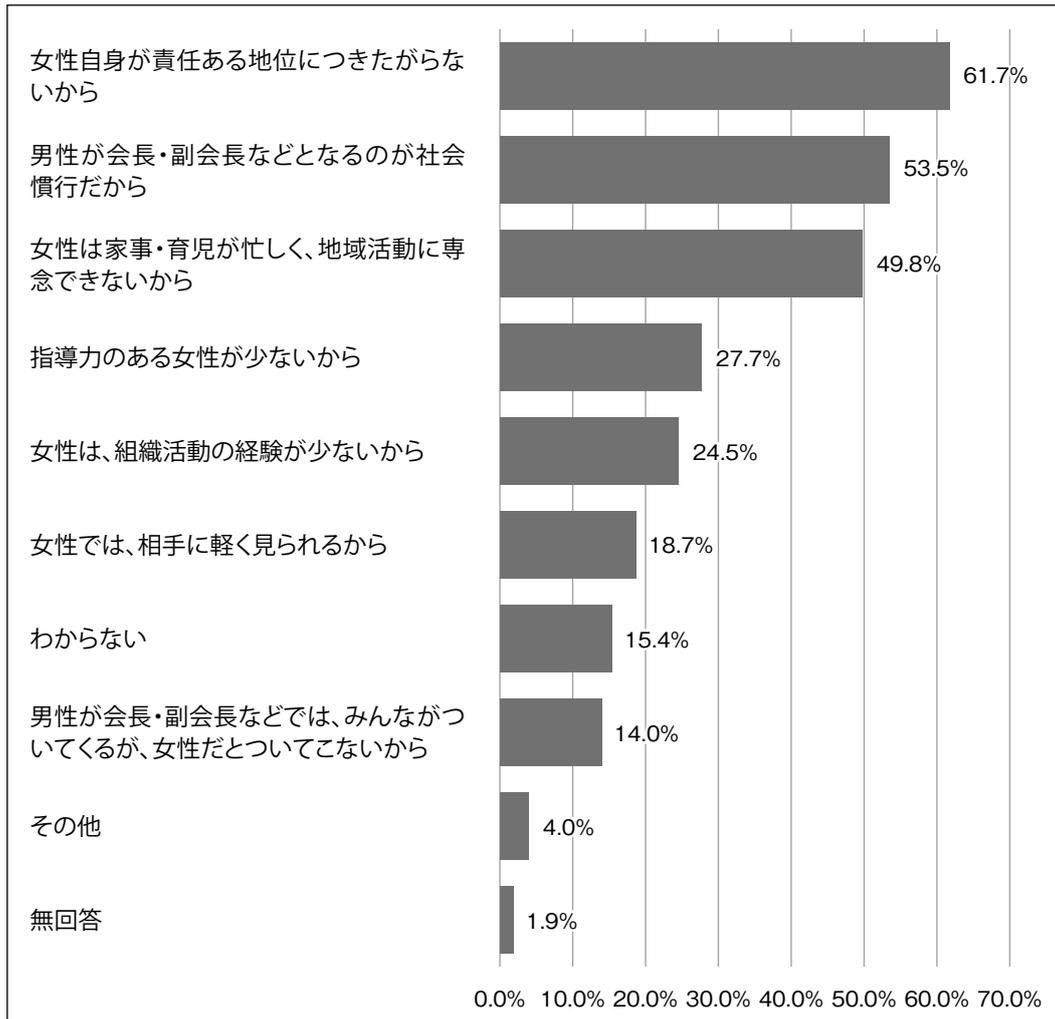


③家庭内のゴミ出しをする人



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

● P T A や地域団体の長に女性が少ない原因（複数回答）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標3 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発

【現状と課題】

次世代を担う子どもが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画の推進につながります。そのためには、人格が形成される過程における男女平等教育により、子どもが個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、教育関係者に対しては、学校等における様々な教育活動の中で性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが重要です。

保育園では男女を意識させない保育、学校では男女平等を意識した教育が行われていることから、今後も引き続き、教育関係者を対象とした男女平等意識の高揚を図るとともに、男女平等教育を充実させることが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男女平等意識に基づく人権教育、道徳教育、生徒指導、進路指導、性に関する指導	1保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します 2学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を実施します	社会福祉課 学校教育課 学校教育課

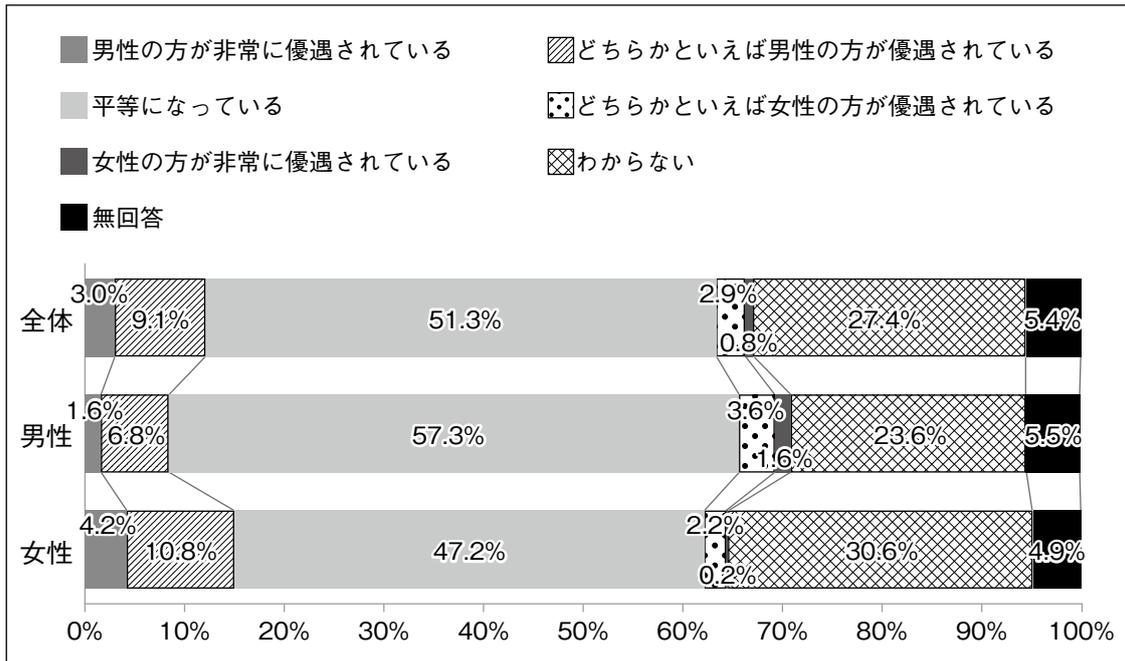
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 保育園や学校において男女平等意識を醸成できるように家庭や地域でも意識していきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
5	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	51.3% (H 25)	増加

●学校教育の場における男女の地位の平等に対する考え



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標 4 生涯学習における男女平等教育の推進

【現状と課題】

公民館活動における講座の開催や図書館・室における資料の収集貸出等により、生涯学習における男女平等教育について取り組みを進めていますが、男女共同参画社会の実現のためにはライフステージの中で幼児から高齢者まで男女平等への意識を育てることが重要です。

そのため、地域や職場における男女平等教育のリーダー的な人材の育成に向けて研修体制を図るとともに、あらゆる分野において男女平等意識を啓発するために、様々な分野で学習できる機会を創出することが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男女平等に基づいた生涯学習の充実	1 公民館活動、地域活動、職場内活動において男女平等意識教育を進めるための人材を育成し、意識啓発を推進します	社会教育課 総合政策課
	2 生涯学習関連施設において、男女平等教育に関する資料収集と提供を行い、学習機会の拡大を促進します	社会教育課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 男女共同参画に関する講座等に積極的に参加しましょう。
- ② 男女平等教育のリーダーを目指しましょう。
- ③ 男女共同参画を推進する仲間づくりを心がけましょう。

(3) 指標

No	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
6	市民大学講座への女性の参加割合 (全受講者に占める女性の割合)	社会教育課調べ	31.2% (H 25)	50.0%

<コラム：ジェンダーギャップ指数>

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムから毎年発表されている世界各国の男女格差に関するレポートであり、順位が高いほど男女の格差が少ないということになります。

この数値は①経済分野、②教育分野、③政治分野及び④保健分野から作成されており、日本は142か国中104位であり、前年の105位、前々年の101位と低い順位で推移しています。

日本は世界の中でも男女格差が大きい国と認識されていますので、今後もより一層男女共同参画を推進することで、男女格差を少なくしていくことが望まれます。

2 基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

男女はお互いにその人権を尊重されるべきですが、その意識は十分に浸透しておらず、暴力や差別が存在しています。暴力や差別の対象者は性別を問いませんが、特に女性はその被害者となりやすい傾向があるため、女性に対する差別的な取り扱いや暴力の根絶を目指します。

また、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、男性とは異なる健康管理に配慮した健康づくりが重要なので、生涯を通じた女性の心身の健康対策に取り組みます。

重点目標

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 生涯を通じた女性の心身の健康づくりへの支援

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

性別による差別的な取り扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティックバイオレンス※）は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題です。市民意識調査結果を見ると、暴力の対象者は男女を問いませんが、特にその対象者は女性が多くなっており、また若い世代における暴力も問題になっています。この背景には性別による固定的な役割分担意識や経済的格差等が存在していると考えられます。

そのため、あらゆる暴力の防止するための啓発と安心して相談できる体制を整えていく必要があります。

※ドメスティックバイオレンス（DV）

明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものも含まれます。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 女性に対する暴力を許さない社会環境づくり	1女性に対する暴力を防止するための啓発と予防教育を推進します	社会福祉課 市民生活課 総合政策課
	2女性に対する暴力の相談窓口の明確化と一時避難所の確保を行います	社会福祉課
	3関係機関、関係者との連携を図ります	社会福祉課 市民生活課

（2）市民の皆さまへのお願い

- ① DVは許されない行為であることを理解しましょう。
- ② DVを受けた場合は、ひとりで抱えこまず相談しましょう。
- ③ DVやDVの疑いのあることを発見した場合には、公的機関（児童相談所、警察署）に通報しましょう。

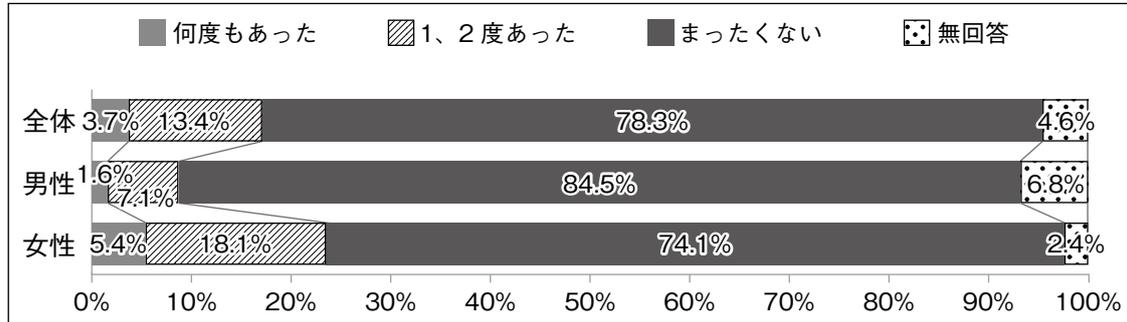
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
7	DVについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	61.3% (H 25)	増加
8	DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の人数	市民意識調査	30人 (H 25)	20人

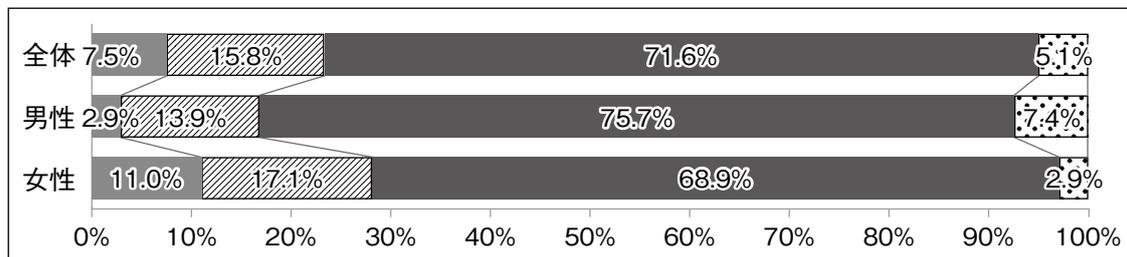


●夫婦・恋人・パートナー間の暴力について

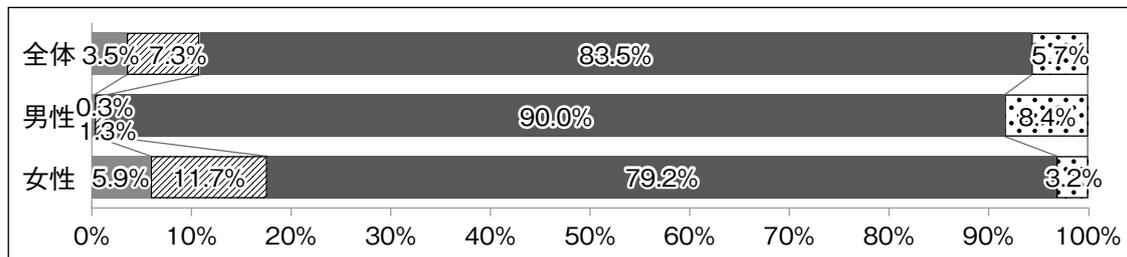
①なぐられたり、けられたりするなど身体に対する暴行を受けた



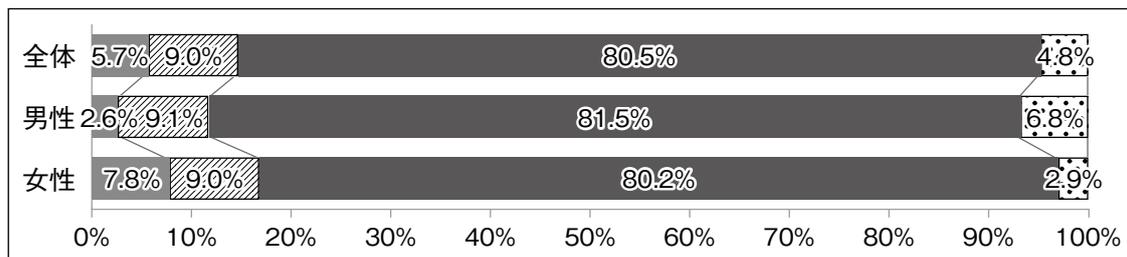
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた



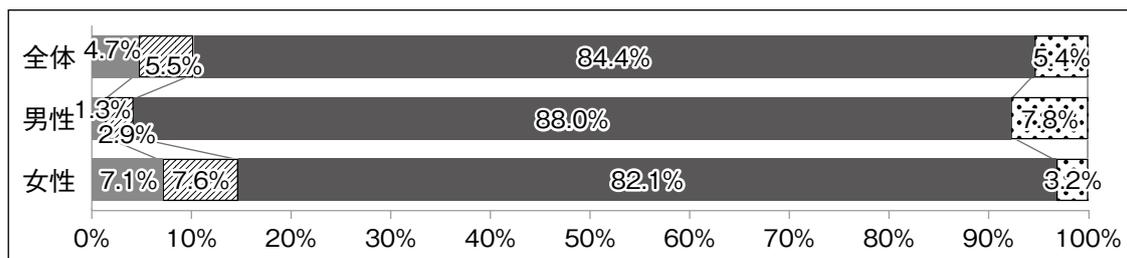
③いやがっているのに性的な行為を強要された



④実家や友人との付き合いなどの人間関係や生活を制限された



⑤生活費を渡さなかったり、家計を厳しく管理されたりするなど経済的な制限を受けた



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

重点目標2 生涯を通した女性の心身の健康づくりへの支援

【現状と課題】

健康づくりは男女とも必要ですが、女性は妊娠・出産する可能性があり、男性とは異なった健康上の課題があることを、男女が共に認識することが重要です。しかしながら、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※の知識の普及が進んでおらず、十分な状況とは言えません。

そのため、性と生殖に関する健康と権利の知識を普及させるとともに、避妊、不妊、子育て、更年期障害等あらゆる場面に応じた相談体制を整えることが必要です。

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことを言います。1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方です。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重	1「性と生殖に関する健康と権利」についての知識の普及を図ります	総合政策課
	2性犯罪、売買春防止に向けた啓発を推進します	総合政策課
(2) 生涯を通した女性の健康の保持・増進の推進	1生涯を通した女性の心と身体の健康保持を促進します	市民生活課 社会教育課
	2女性の心と身体の健康や生殖・不妊に関する相談事業を推進します	市民生活課

（2）市民の皆さまへのお願い

- ① 健康診断を積極的に受け、健康意識の向上に努めましょう。
- ② スポーツや趣味を通して体力づくりや生きがいづくりを行いましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
9	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ について「内容まで知っている」 人の割合	市民意識調査	1.5% (H 25)	増加
10	乳がん検診の受診率	市民生活課調べ	23.0% (H25)	30.0%

<コラム：DV（ドメスティックバイオレンス）の相談窓口>

DVをはじめとする女性の福祉に関する問題について、ご相談に応じます。
来所またはお電話で、ご相談に応じています。またご相談の秘密は堅く守られます。
ひとりでお悩みにならずに、まずはお電話ください。

担当窓口：市役所社会福祉課 0259-63-5113

3 基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり

男女が共に働きやすい労働環境をつくることは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生活しやすい環境づくりにつながっており、男女共同参画社会の実現に向けて大変重要なことです。

男女は、男女雇用機会均等法により法律や制度上では平等になっていますが、実際には採用や職種、昇進などで男女差があると考えている人が多いため、男女均等な労働環境の整備を促進します。

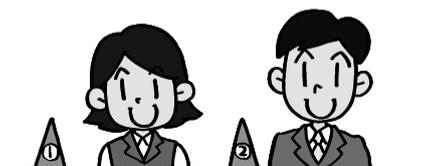
また性別に関わりなく個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方を実現するために、個人の能力に応じて起業や再就職などが目指せるように推進していきます。

加えて、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境を整え、働きやすい労働環境の整備を促進します。

農林水産業や商工業等自営業においては、男女が共に経営上の対等な良きパートナーとなることのできるような環境の整備に努めます。

重点目標

- 1 就業機会の均等と労働環境の条件整備
- 2 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備
- 3 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立



重点目標1 就業機会の均等と労働環境の条件整備

【現状と課題】

男女はあらゆる就労の場において、性別によることなく対等な立場で能力を発揮できることが必要です。しかしながら、依然として賃金や職種等の労働環境において男女の差があると考えている人が多く、職場でのハラスメント※もなくなっておりません。

そのため、就労の場において、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）※の登録推進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）により男女均等な職場環境整備やハラスメントの防止に向けた意識改革を推進するとともに、再就職や起業を志す人への情報提供や支援体制を整えるほか、性別により参画が少ない職業への参加を促進することが必要です。

※職場でのハラスメント

ハラスメントとは「嫌がらせ。いじめ」という意味で、職場でのハラスメントはセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほかに、モラルハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど多岐にわたります。

※ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を登録する、新潟県の制度です。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいいます。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 均等な就業機会と待遇確保による働きやすい職場づくりの推進	1雇用分野における男女雇用機会均等法等の周知徹底を図ります	総務課 産業振興課
	2性別によることなく「個人の意欲」、「能力」、「適性」に基づく労働環境の整備を促進します	総務課 産業振興課
	3ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	総合政策課
	4職場におけるハラスメントの撲滅を推進します	総務課 産業振興課

(2) 能力が発揮できる 就業環境の整備	1女性が働きやすい企業や業界に関する情報を収集し提供します	産業振興課
	2性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨せるように支援します	産業振興課

(2) 市民の皆さまへのお願い

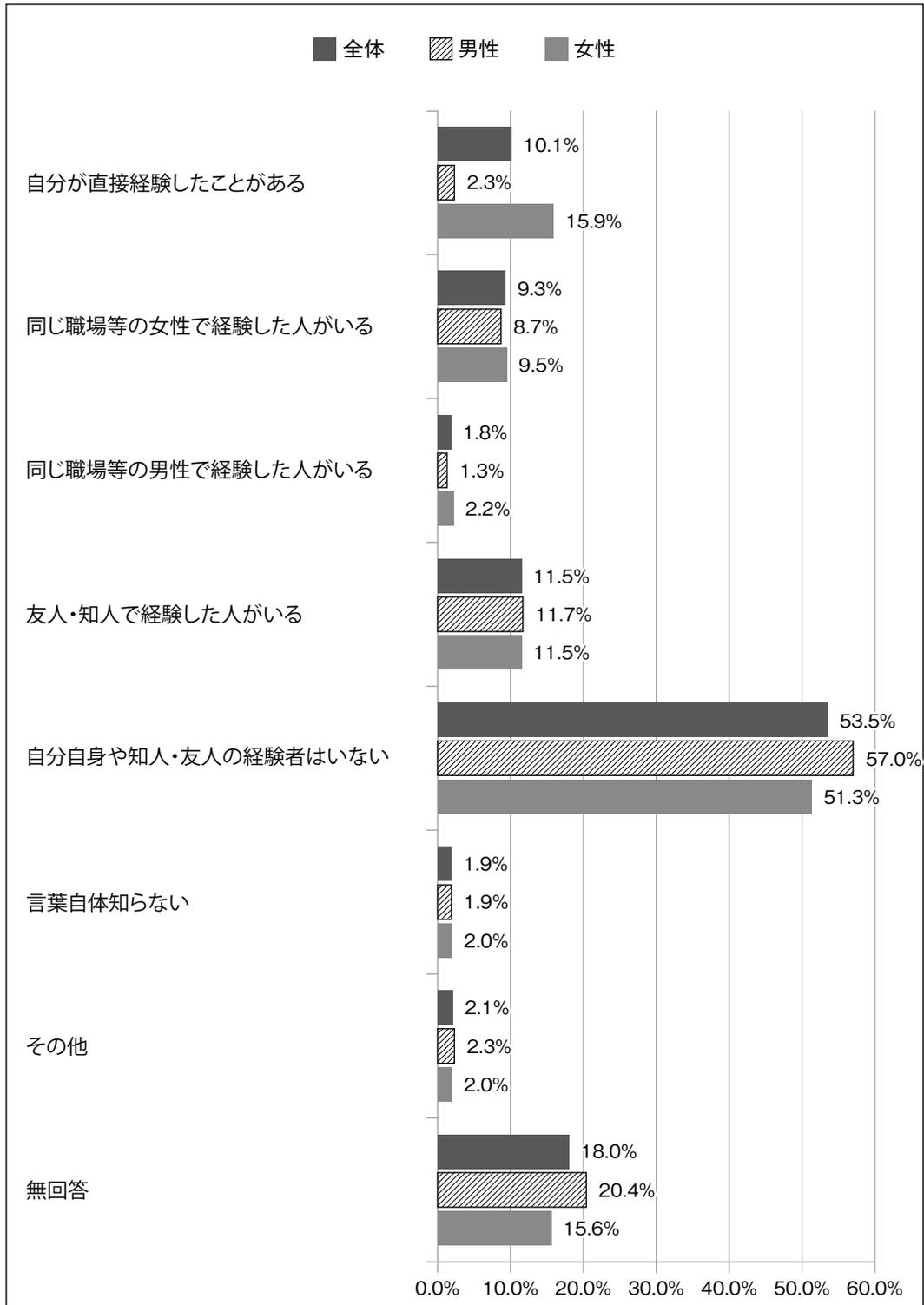
- ① 事業所では、男女雇用機会均等法を遵守し、採用、研修及び昇進などで男女格差をなくしましょう。
- ② 事業所では、ハラスメントを許さない職場環境を作っていきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
11	男女雇用機会均等法について「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	41.9% (H 25)	増加
12	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	25.9% (H 25)	増加
13	ハッピー・パートナー企業登録数 (累計)	新潟県調べ	20 団体 (H25)	30 団体
14	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	市民意識調査	32.7% (H 25)	※

※本来は、割合を減少させることが望ましいが、被害に遭っていることを回答しないケースも考えられるため、当面は経過を見守ることとします。

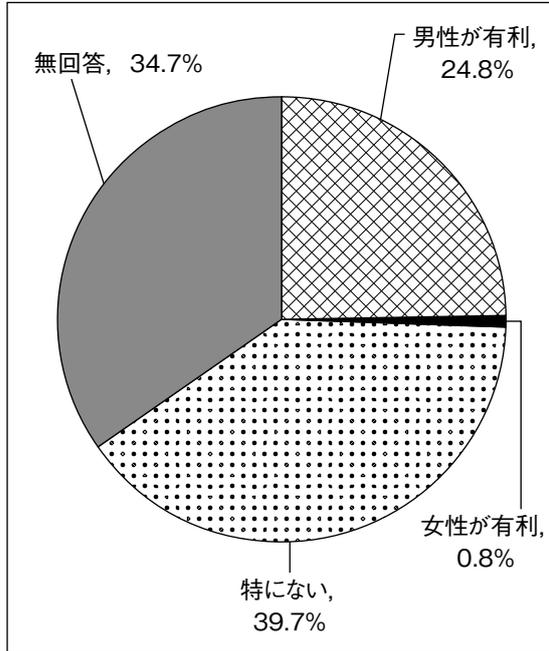
●セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）について（複数回答）



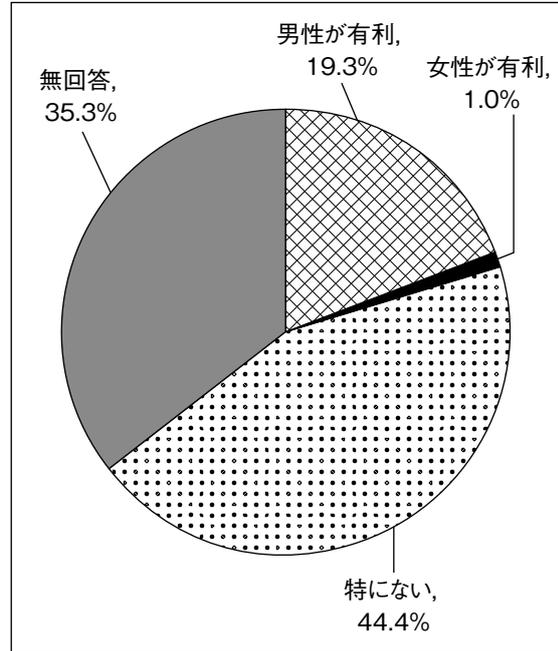
資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●職場における男女の有利不利の意識（職業に就いている人のみ）

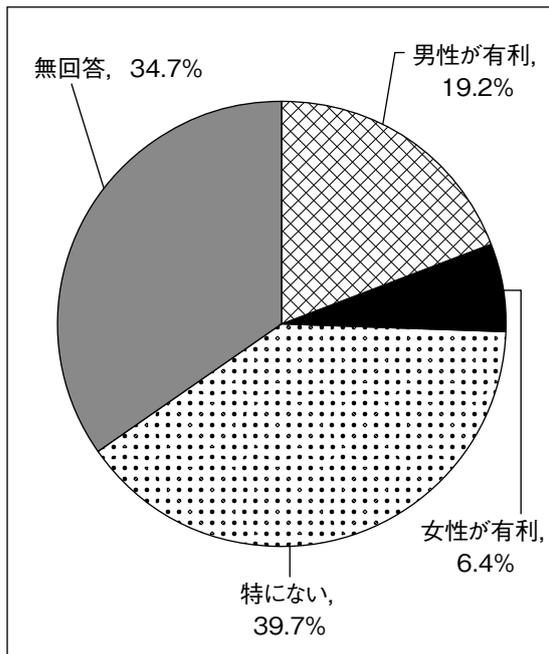
①昇進、昇格、賃金



②出張・視察などの機会

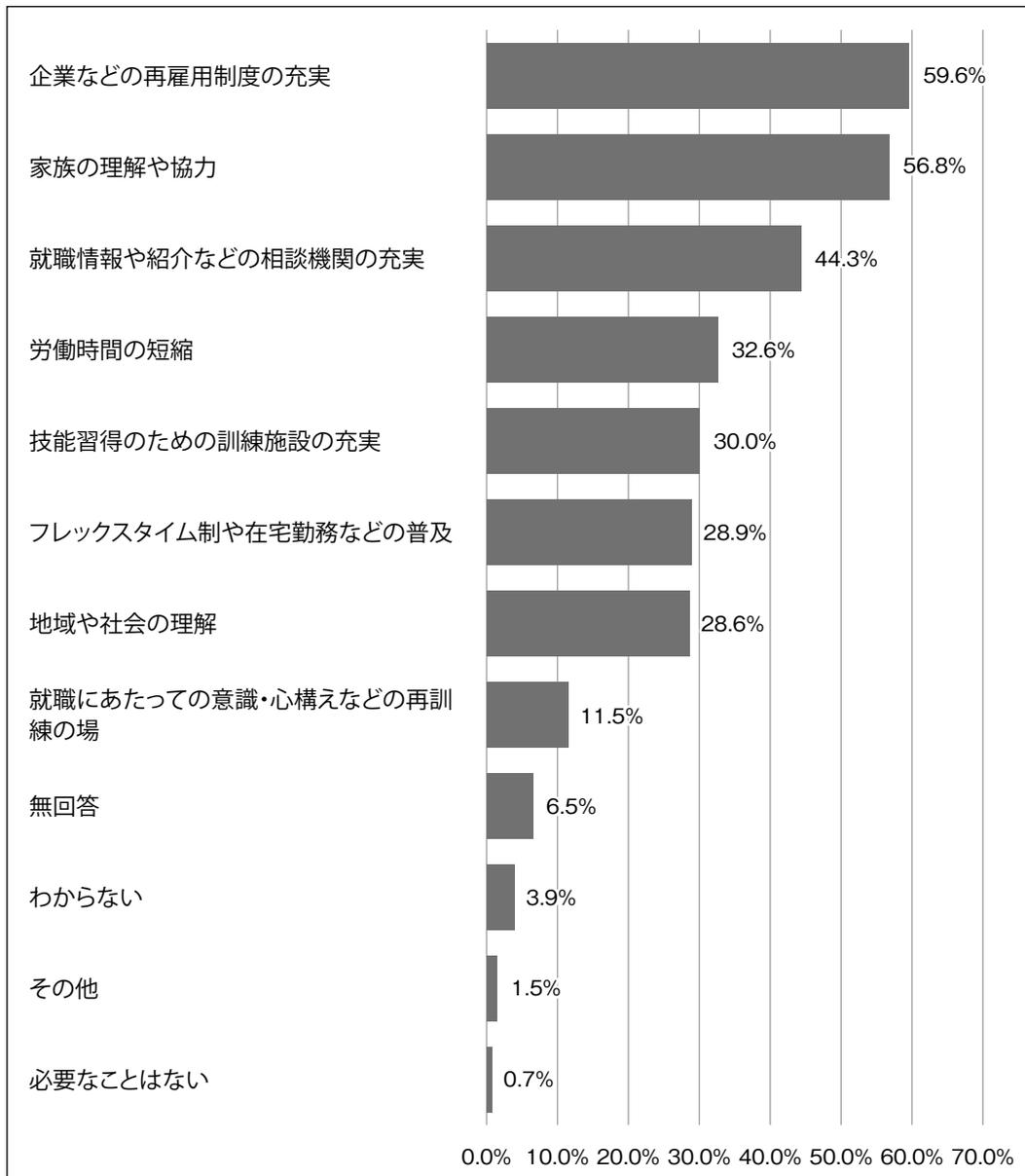


③募集、採用、職種



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

● 出産・子育て・介護のためにいったん仕事を辞めても再就職するために必要なこと
(複数回答)



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標 2 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備

【現状と課題】

男女が共に仕事をし共に家事・育児を行っている家庭が増えていますが、男女が共に仕事をし主に女性が家事・育児を行ったり、男性が仕事をし女性が家事・育児を行っている家庭も一定割合あります。

そのような中、男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に仕事と家庭生活や地域活動を両立させることが重要であるため、ワーク・ライフ・バランス※の普及啓発を行い、育児・介護休業法などの各種法制度を周知し、雇用者と労働者の双方で働き方を見直せるように啓発していくことが必要です。

また、妊娠・出産を経ても職場復帰しやすい環境を整備し、いわゆるM字カーブ問題※の解消に努めていく必要があります。

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家事・育児、近隣との付き合いなどのバランスを取ることで、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

※ M 字カーブ問題

日本人女性の就業状況の特徴を表す用語です。詳細は、コラム「日本の M 字カーブ問題」をご覧ください。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の普及・啓発	1 育児・介護休業法の制度を定着させ、男女問わず取得できる職場環境づくりを促進します	総務課 産業振興課
	2 ノー残業デー等の導入、拡充により所定外労働の削減に向けた意識醸成を図ります	産業振興課
	3 短時間正社員やフレックスタイム制についての啓発を推進します	産業振興課
	4 女性が、妊娠、出産を経ても職場復帰しやすい体制を推進します	産業振興課

(2) 様々な働き方の情報提供と支援の充実	1多様なニーズに対応した働き方の情報を収集し提供します	産業振興課 農林水産課 社会福祉課
	2多様な保育サービスや学童保育の充実を図ります	社会福祉課
	3要援護者の看護・介護サービスを充実します	社会福祉課 高齢福祉課

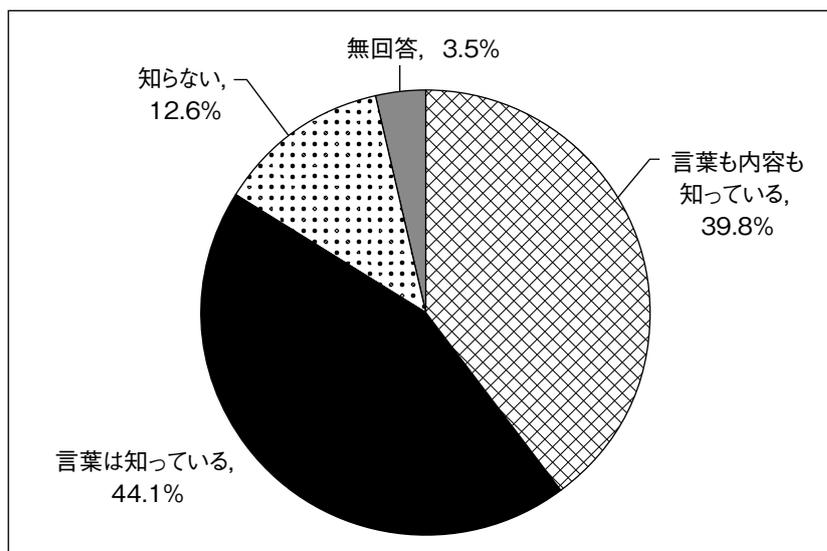
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 男女が協力して、仕事と家庭・地域活動を両立させましょう。
- ② 男女が共に育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ③ 事業所では、女性が結婚や出産して一度仕事を辞めても職場復帰できるように努めましょう。

(3) 指標

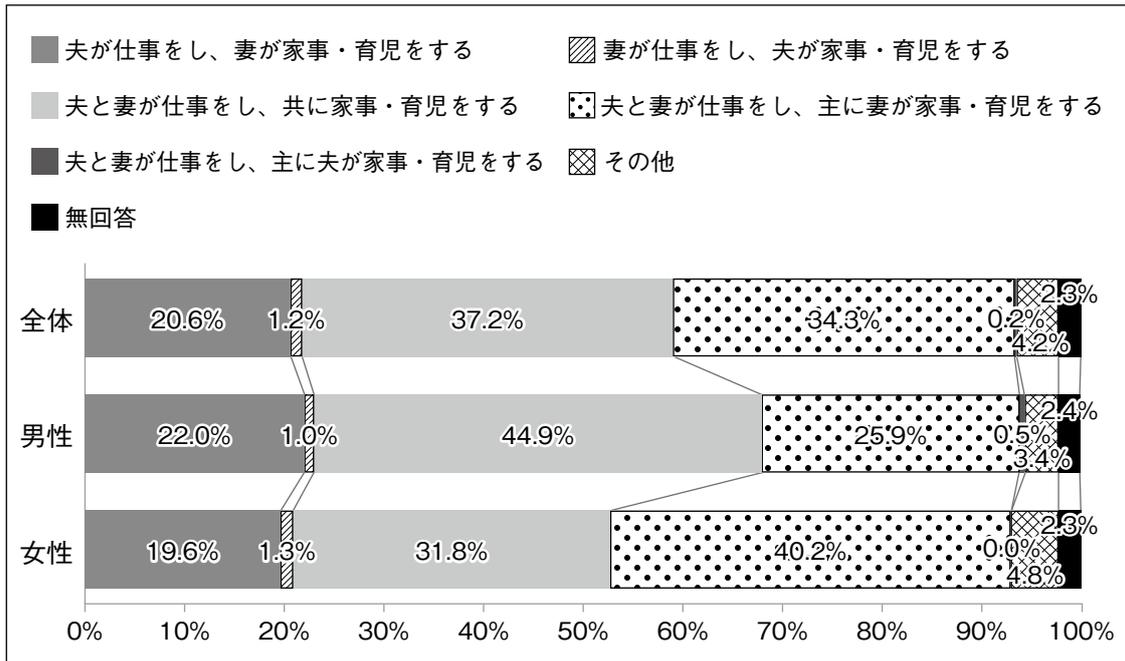
No	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
15	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	9.8% (H 25)	増加
16	「共に仕事をし、共に家庭を守るべき」と考える人の割合	市民意識調査	90.8% (H 25)	増加

●用語の認知度「育児・介護休業法」



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●夫婦の役割分担の現状（結婚している人のみ対象）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標3 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立

【現状と課題】

農林水産業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、経営方針の決定においては女性の関与が不十分です。また、農林水産業や商工業等自営業は働く場と生活の場が一体になっていることが多く、女性は労働のほかに、家事・育児・介護などをより多く負担している傾向が見られます。

そのため、農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の経営参画を促進し、その役割が正当に評価され、快適で働きやすい労働環境を整備することが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 農林水産業における女性の経営参画の促進	1 家族経営協定※の締結を促進します	農林水産課 農業委員会事務局
	2 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農林水産課
(2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進	1 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	産業振興課
	2 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	産業振興課

※家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境について話し合いのうえ、取り決めをするものです。

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 経営方針、報酬や労働時間等について話し合い、パートナーが対等な関係であることを認識しましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31年度目標
17	農業における家族経営協定の締結数(累計)	農業委員会事務局調べ	87件 (H26)	100件

<コラム：日本のM字カーブ問題>

M字カーブとは日本人女性の就業状況の特徴を表しているもので、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇することから、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られます。

このM字カーブは欧米の主要国ではほとんど解消されていることから、日本も女性が出産・育児をしながら働ける環境を整備することにより、いち早くM字カーブを解消することが望まれます。



4 基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的に関わり、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現のためには、少子高齢化、福祉、防災、国際理解等、市民生活に身近な問題について、男女があらゆる意思決定の場に関わり、共に責任を担っていくことが重要です。

また、男女共同参画は女性のみの問題ではなく全ての人に当てはまるものであり、男性、高齢者、障がい者、在住外国人等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。

そのため、意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会的条件を整備していきます。

重点目標

- 1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり
- 4 防災・災害復興への女性参画の促進
- 5 国際理解と在住外国人のまちづくりへの参加促進

重点目標1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

【現状と課題】

市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合や市職員の女性管理職の割合を見ると政策・方針決定の場に女性が少ない現状があることから、女性の意見を反映する機会を増やすことにより、男女の調和がとれた社会の実現が可能になります。

そのため、女性が社会におけるあらゆる分野で能力を発揮することができるよう、女性の参画意欲を高め、スキルアップできる体制を整備する必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用	1市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課
	2市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	総合政策課
	3市女性職員の育成・管理職登用を推進します	総務課
(2) 地域の活動団体における女性参画の促進	1女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課

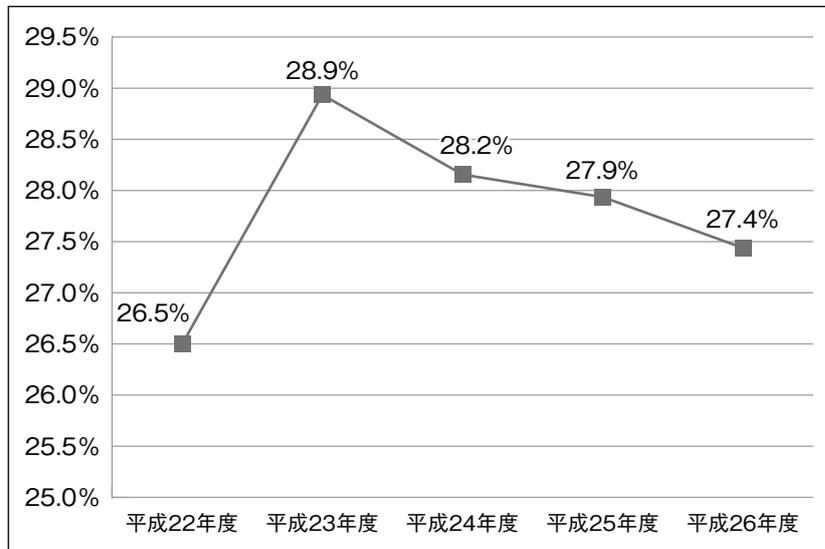
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 市議会や附属機関・懇談会等に女性が積極的に参加できるように協力しましょう。
- ② 地域の活動団体・グループ等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	H31年度目標
18	男女共同参画社会基本法について「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	11.1% (H25)	増加
19	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	総合政策課調べ	27.9% (H25)	35%

●附属機関・懇談会等における女性の登用率（各年4月1日現在）



資料：市総合政策課調べ



重点目標2 男性にとっての男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、女性だけではなく男性も男女共同参画の意義を理解し、性別の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で男女が共に支え合うことが重要です。また、男性は、男性であるがゆえに社会的な重圧や長時間労働等の悩みを抱えており、このことは精神的負担や自殺者の増加の要因の一つと考えられています。

そのため、男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものでもあることを周知し、育児・介護休業制度の利用等を通して、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めていくことが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男性に対する男女共同参画の理解の啓発	1性別による固定的な役割分担にとらわれないようにするための意識啓発を行います	総合政策課
(2) 男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1男性の働き方を見直せるように意識啓発を行います	産業振興課
	2男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します【再掲】	市民生活課 高齢福祉課 社会教育課

(2) 市民の皆さまへのお願い

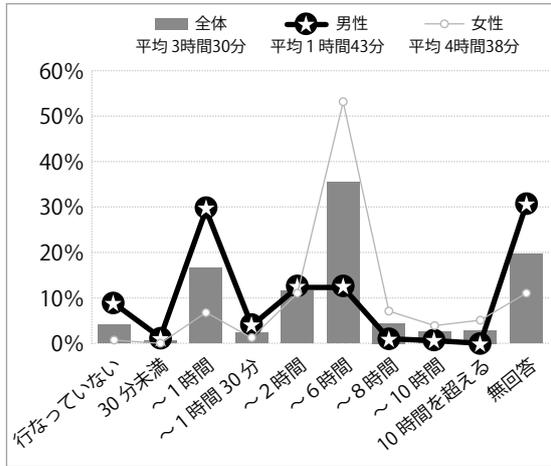
- ① 男女共同参画は女性だけのものではないということを男性も理解し、積極的に家事・育児・介護に参加しましょう。
- ② 「男性だから」という意識にとらわれないようにしましょう。

(3) 指標

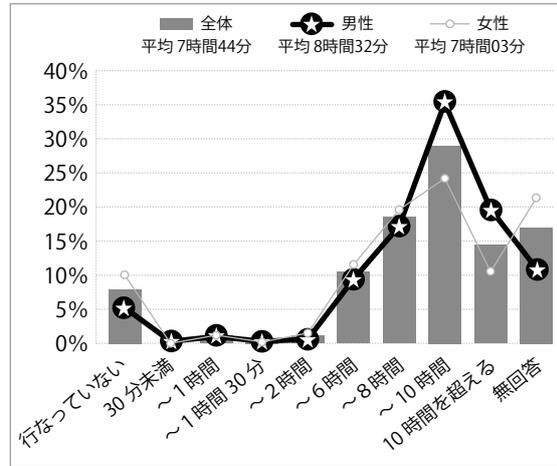
No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31年度目標
20	男性の平日1日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1時間43分 (H25)	2時間00分
21	男性の平日1日の生活時間のうち、収入を得る仕事に使う平均時間	市民意識調査	8時間32分 (H25)	8時間00分
22	パパ・ママセミナーにおける男性参加率	市民生活課調べ	80% (H25)	90%

●平日1日の生活時間の現状

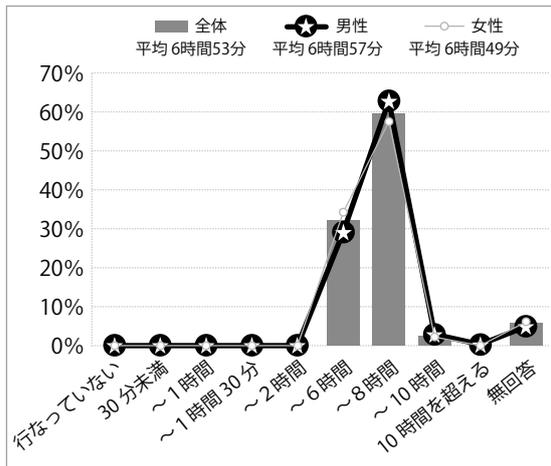
①家事・育児・介護



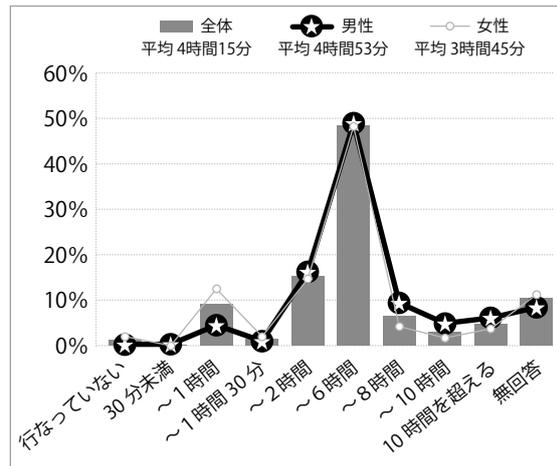
②収入を得る仕事



③睡眠



④自分の自由に使える時間



資料：市「平成25年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

【現状と課題】

高齢者・障がい者の割合は毎年増加している中で、全ての人が生きがいをもって、共に協力し合い、支え合い、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が求められていることから、高齢者・障がい者も社会を支える重要な一員としてとらえ、住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくりに努めることが必要です。

あわせて、家庭における介護の負担は主に女性が担っているため、介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みをつくる必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 高齢者・障がい者の社会参画支援	1 高齢者の知識や経験を活かして地域で活躍できるように意識啓発を行います	社会教育課
	2 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課
(2) 高齢者・障がい者が安心して過ごせる看護・介護体制	1 高齢者・障がい者の生活を地域全体で支える共生社会を実現するための看護・介護サービスを充実します	社会福祉課 高齢福祉課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 高齢者・障がい者も地域の一員として認識し、地域全体で助け合う仕組みをつくりましょう。

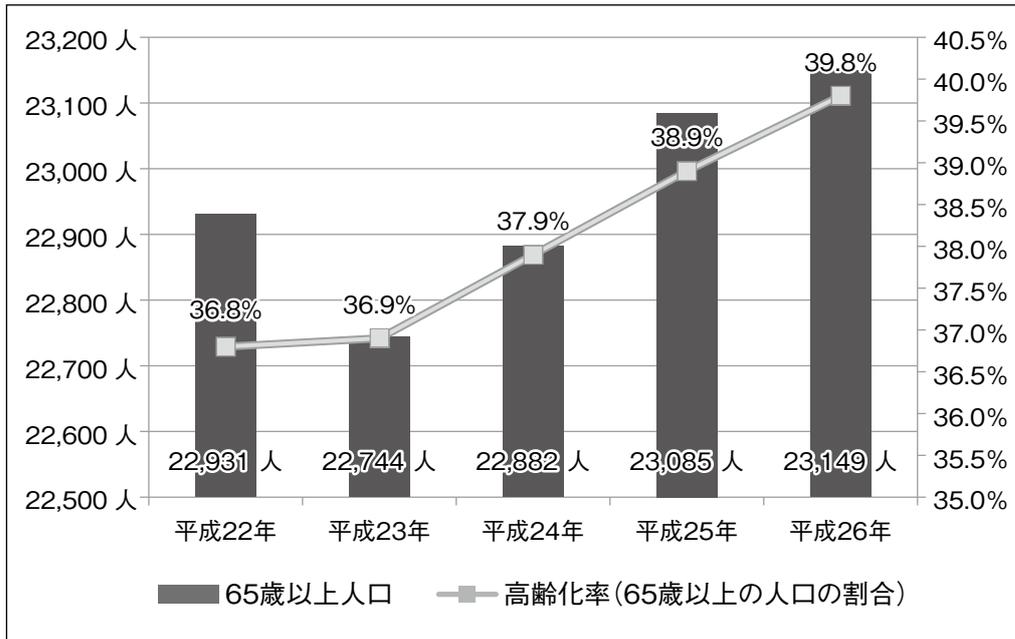
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
23	ケアカフェ※設置数（もの忘れ相談会併設）	高齢福祉課調べ	0カ所 (H25)	10カ所

※ケアカフェ

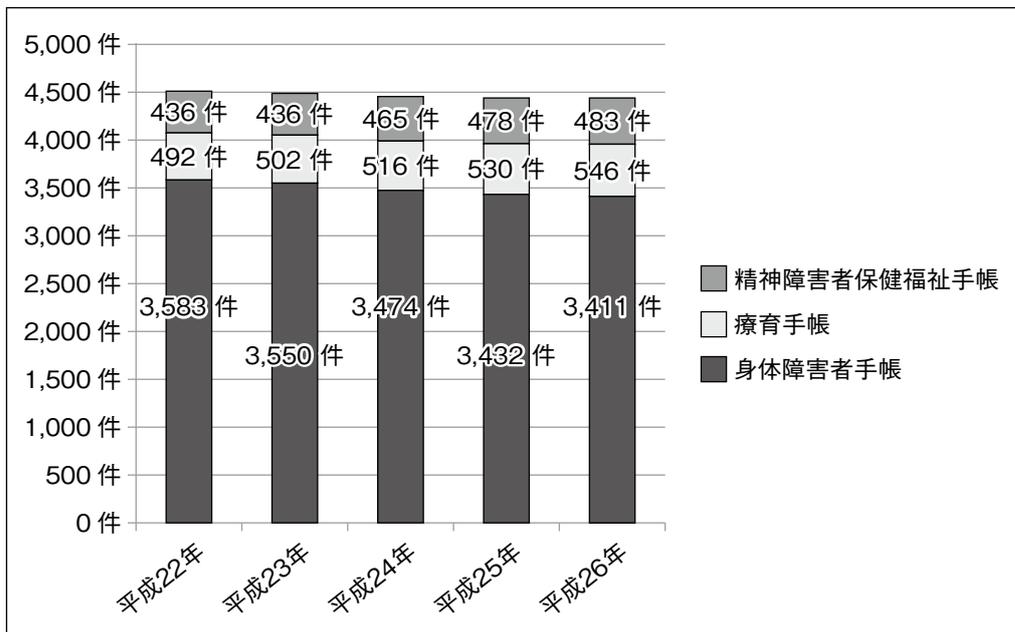
お茶を飲みながら認知症について、お互いの情報交換や交流を行い、理解を深めたり気軽に相談ができる場所のことです。

●佐渡市の高齢者人口、高齢化率の推移（各年4月1日現在、住民基本台帳人口）



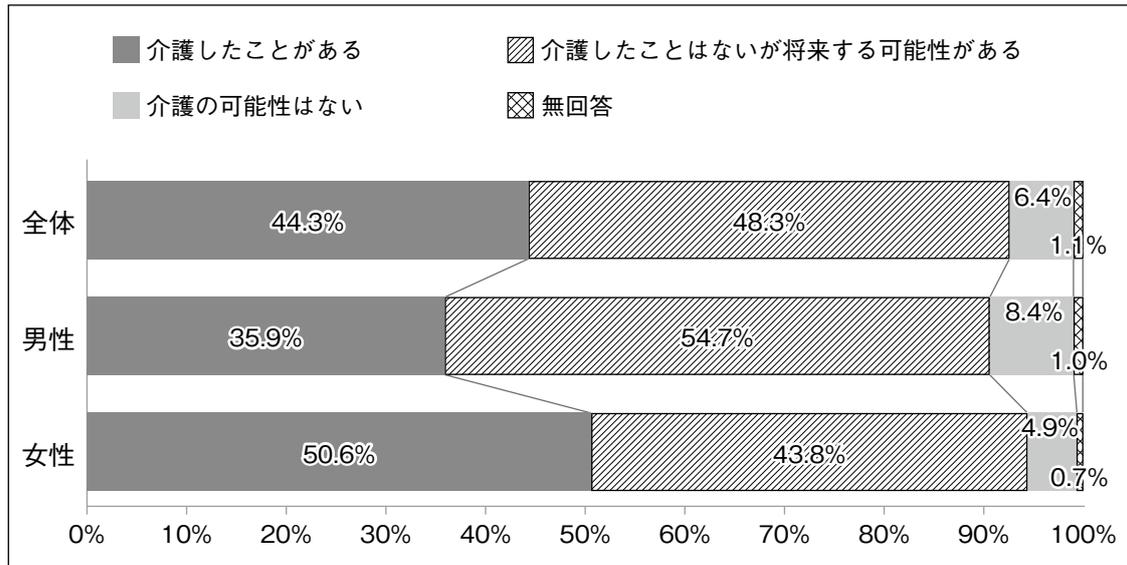
資料：新潟県「新潟県人口移動調査」

●障害者手帳の交付状況の推移（各年4月1日現在）

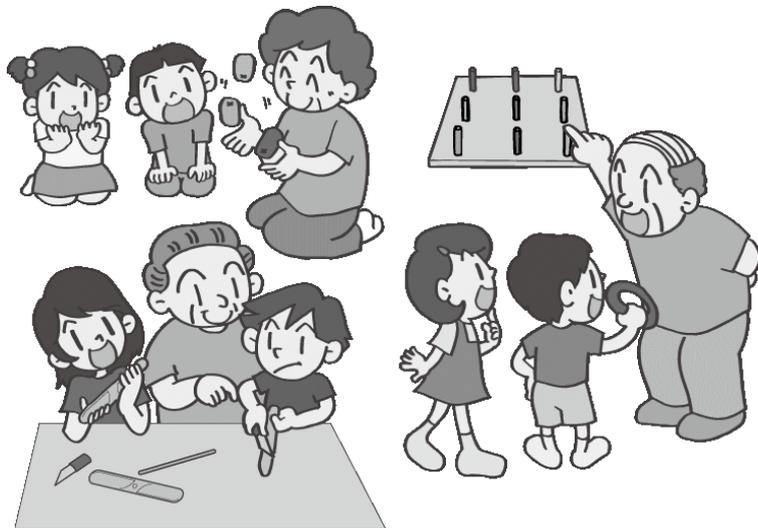


資料：市社会福祉課調べ

●介護の状況



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標 4 防災・災害復興への女性参画の促進

【現状と課題】

災害発生時における避難所等での様々な場面において、性別に配慮した支援の課題が明らかになっているため、防災・復興対策における政策・方針決定の場に女性の視点をより多く取り入れていくことが重要です。

そのため、自主防災組織等の地域における防災の取り組みに対して、普段から女性が参画していく必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 防災・災害復興活動における女性参画の促進	1 防災計画や防災マニュアル等防災対策に女性の視点を取り入れます	総務課
	2 災害時の避難所等、防災・災害復興のさまざまな場面における支援体制に女性の参画を促進します	総務課
	3 自主防災訓練など地域防災活動への女性の積極的な参画を推進します	総務課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 自主防災組織では、女性に配慮した避難体制を普段から考えていきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H 31 年度目標
24	佐渡市防災会議における女性委員の割合	総合政策課調べ	3.1% (H 25)	3.1%



重点目標5 国際理解と在住外国人のまちづくりへの参加促進

【現状と課題】

佐渡に住む外国人は、家庭生活や教育などのあらゆる場面で言語や文化、生活習慣が異なることから様々な課題を抱えながらも、地域との関わりも少なく相談相手がないため、課題解決が困難な状況です。

そのため、外国の生活習慣や文化を認め合い、佐渡に住む外国人を同じ地域の構成員として対等な関係を築けるようにし、まちづくりへの参加を促進していく必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 多文化共生を進める教育支援事業の推進	1国際理解の取り組みを推進します	観光振興課 社会教育課
	2日本語教育支援等の在住外国人向けの教育支援を推進します	観光振興課 学校教育課 社会教育課
(2) 多文化共生を進める生活支援事業の推進	1ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制の整備と、各種活動への在住外国人の参加促進を推進します	観光振興課
	2医療・福祉機関における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	社会福祉課 市民生活課

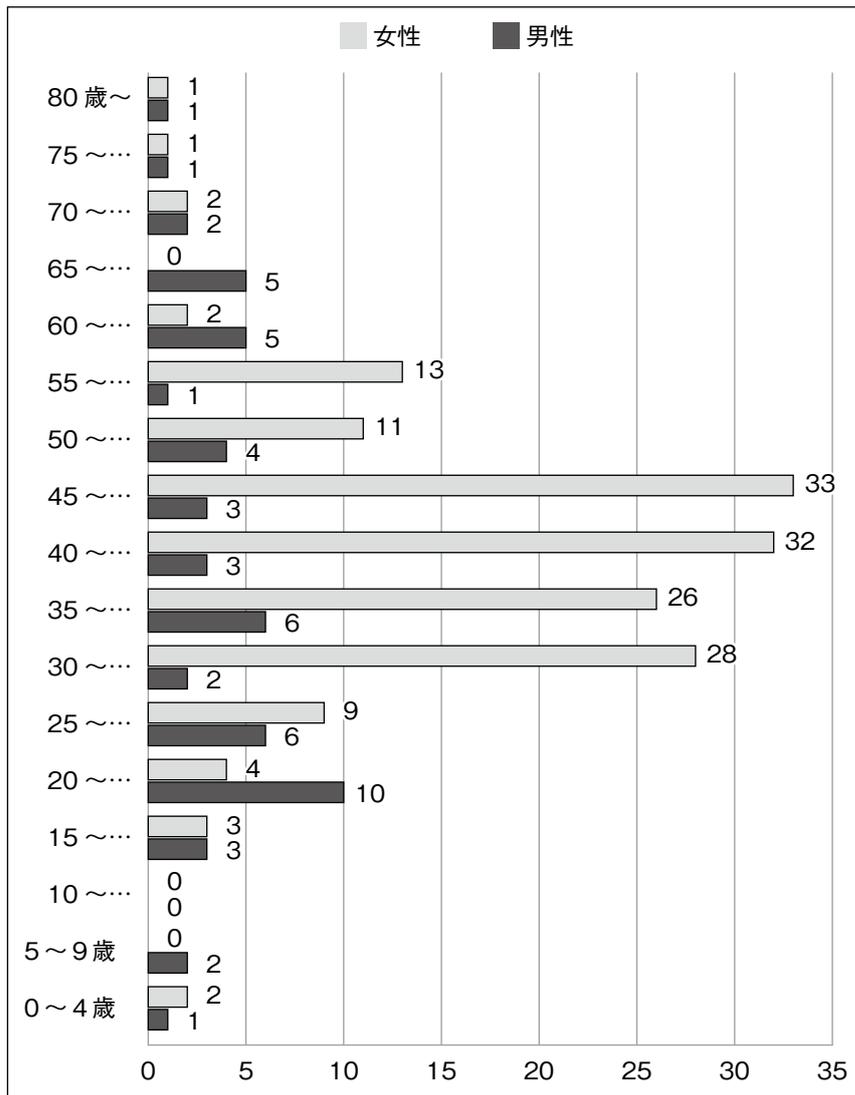
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 佐渡に住む外国人の文化や習慣を理解し、外国人を地域の一員として認め、お互いに協力していきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
25	日本語教室への外国人参加者数	観光振興課調べ	5人（H25）	20人
26	国際理解出前講座の実施回数	観光振興課調べ	6回（H25）	10回

●佐渡市における外国人住民の人数（平成 26 年 4 月 1 日現在）



資料：市市民生活課調べ



<コラム：国の取り組み「2020年30%」>

2020年30%とは、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」と内閣府男女共同参画局が平成15年に掲げた目標です。

内閣府男女共同参画局では主な政策として、女性の活躍状況の「見える化」を進めており、全国の都道府県議会、市区議会、町村議会の女性議員割合、地方公共団体の審議会等委員の女性割合等を公開しています。

第3章 計画の指標



目指すべき方向性

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
—	男女共同参画の実現について賛成する人の割合	市民意識調査	74.4% (H 25)	増加

基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
1	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	23.2% (H 25)	増加
2	「男の子らしく、女の子らしく」育てることに反対する人の割合	市民意識調査	18.4% (H 25)	増加
3	社会通念・慣行・しきたりなどで「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	11.8% (H 25)	増加
4	地域社会の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	19.2% (H 25)	増加
5	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	51.3% (H 25)	増加
6	市民大学講座への女性の参加割合（全受講者に占める女性の割合）	社会教育課調べ	31.2% (H 25)	50.0%

基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
7	DVについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	61.3% (H 25)	増加
8	DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の人数	市民意識調査	30人 (H 25)	20人
9	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	1.5% (H 25)	増加
10	乳がん検診受診率	市民生活課調べ	23% (H 25)	30%

基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
11	男女雇用機会均等法について「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	41.9% (H 25)	増加
12	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	25.9% (H 25)	増加
13	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	新潟県調べ	20団体 (H25)	30団体
14	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	市民意識調査	32.7% (H 25)	※
15	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	9.8% (H 25)	増加
16	「共に仕事をし、共に家庭を守るべき」と考える人の割合	市民意識調査	90.8% (H 25)	増加
17	農業における家族経営協定の締結数（累計）	農業委員会事務局調べ	87件 (H 26)	100件

※本来は、割合を減少させることが望ましいが、被害に遭っていることを回答しないケースも考えられるため、当面は経過を見守ることとする。

基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H 31 年度目標
18	男女共同参画社会基本法について「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	11.1% (H 25)	増加
19	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	総合政策課調べ	27.9% (H 25)	35%
20	男性の平日1日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1 時間 43 分 (H25)	2 時間 00 分
21	男性の平日1日の生活時間のうち、収入を得る仕事に使う平均時間	市民意識調査	8 時間 32 分 (H25)	8 時間 00 分
22	パパ・ママセミナーにおける男性参加率	市民生活課調べ	80% (H 25)	90%
23	ケアカフェ設置数（もの忘れ相談会併設）	高齢福祉課調べ	0 カ所 (H25)	10 カ所
24	佐渡市防災会議における女性委員の割合	総合政策課調べ	3.1% (H 25)	3.1%
25	日本語教室への外国人参加者数	観光振興課調べ	5人 (H25)	20 人
26	国際理解出前講座の実施回数	観光振興課調べ	6回 (H25)	10 回

．．．．．参 考 資 料．．．．．

男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第2次佐渡市男女共同参画計画策定経過

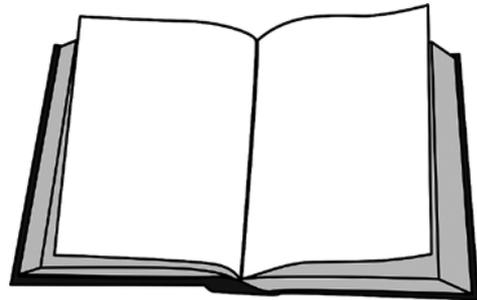
佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者の公募に関する要綱

佐渡市男女共同参画推進懇談会設置要綱

佐渡市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者名簿

佐渡市男女共同参画庁内推進会議名簿



男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、

共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するようにつとめなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、延滞無く、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又同条第2項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

一から十まで [略]

十一 男女共同参画審議会 [後略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

[後略]

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日(国際連合総会第34会期)

発効 1981年9月3日

日本 1985年6月25日 批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社

会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、姓に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をと

ることは、この条例に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に

対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利 (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、

利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行できなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために

必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請をするとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないもの、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定経過

年度	月日	会議名等	内容
平成 25 年度	1 月 6 日	平成 26 年 1 月庁議	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定等に向けた庁内推進会議等の設置について
	1 月 15 日	第 1 回 佐渡市男女共同参画庁内推進会議ワーキンググループ	・ 男女共同参画庁内推進会議ワーキンググループについて ・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定までのスケジュールについて ・ 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査の調査項目について
	2 月 3 日～ 14 日	佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査	
平成 26 年度	5 月 16 日	第 1 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会	・ 座長の選任について ・ 佐渡市男女共同参画推進懇談会とスケジュールについて ・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定について ・ 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査の調査結果について
	6 月 25 日	第 2 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画書の構成について
	8 月 27 日	第 3 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画書の内容について
	2 月 4 日	第 1 回 佐渡市男女共同参画庁内推進会議	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定に向けて
	2 月 19 日	第 4 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画書の最終調整について
	2 月 23 日～ 3 月 13 日	パブリックコメント	
	3 月 20 日	第 5 回 佐渡市男女共同参画推進懇談会	・ 第 2 次佐渡市男女共同参画計画について（報告）
	3 月末	第 2 次佐渡市男女共同参画計画策定	

佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者の公募に関する要綱

平成 26 年 1 月 10 日

告示第 12 号

佐渡市男女共同参画計画検討委員会公募委員選考実施要綱（平成 17 年佐渡市告示第 212 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、佐渡市男女共同参画推進懇談会開催要綱（平成 25 年佐渡市告示第 13 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する者（以下「公募参加者」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集人数）

第 2 条 公募参加者の人数は、3 人以内とする。

（応募資格）

第 3 条 公募参加者の応募資格は、募集締切日現在で次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所等に勤務する者
- (2) 年齢満 20 歳以上の者
- (3) 市の一般職の職員又は市議会議員でない者

（募集）

第 4 条 募集は、市広報及び市ホームページ等において行うものとする。

（応募方法）

第 5 条 公募参加者に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、別に定める応募申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。

2 市長は、申込書に重大な記入漏れがあるとき又は虚偽記載があることが判明したときは、応募者の応募を無効にすることができる。

（選考方法）

第 6 条 公募参加者の選考方法は、申込書による書類選考とする。

2 市長は、選考結果を応募者に通知するものとする。

（特例）

第 7 条 市長は、公募を行った場合において、募集人数が公募人数に満たなかったとき、選考の結果該当者がいなかったとき又は公募参加者に欠員が生じたときは、再公募によらないで参加者を選任することができる。

（庶務）

第 8 条 公募参加者の選考に関する事務は、総合政策課において処理するものとする。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、参加者の公募に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

佐渡市男女共同参画推進懇談会設置要綱

平成 26 年 1 月 10 日
告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 本市における男女共同参画計画の推進に当たり、広く有識者、市民等からの意見、助言等を求めるため、男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第 2 条 懇談会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 佐渡市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね 10 人程度懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) 別に定めるところにより、公募により選任された者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第 4 条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。
2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 懇談会の参加者（前条の関係者を含む。）は、懇談会中に知り得た秘密を漏らしてはならない。懇談会終了後についても、同様とする。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

佐渡市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 211 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するために、佐渡市男女共同参画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（平 26 告示 14・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び男女共同参画施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成について市長が必要と認めた事項

（平 26 告示 14・一部改正）

(組織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、総合政策課長をもって充てる。
- 4 会員は、別表に掲げるとおりとする。
- 5 この会議にアドバイザーを置くことができる。

（平 18 告示 104・平 22 告示 62・平 25 告示 73・平 26 告示 14・一部改正）

(運営)

第 4 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求めることができる。

（平 26 告示 14・一部改正）

(ワーキンググループ)

第 5 条 会議にワーキンググループを置き、会議の運営について必要な事項を処理する。

- 2 ワーキンググループを構成するメンバーは、会議会員の所属する課等において課長等が指定する者及び会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときはワーキンググループを招集し、これを主宰する。

（平 26 告示 14・一部改正）

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

（平 18 告示 104・平 22 告示 62・平 25 告示 73・平 26 告示 14・一部改正）

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（平 26 告示 14・一部改正）

附 則

この告示は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 24 日告示第 104 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日告示第 95 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日告示第 79 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 73 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 10 日告示第 14 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 18 告示 104・平 20 告示 95・平 21 告示 79・平 22 告示 62・平 25 告示 73・平 26 告示 14・一部改正）

区分	職名
男女共同参画庁内推進会議会員	総務課長 総務課危機管理主幹 市民生活課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 農林水産課長 観光振興課長 産業振興課長 農業委員会事務局長 学校教育課長 社会教育課長

佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者名簿

氏名	備考
片岡悦子	公募
菊池正樹	J A 佐渡総務部副部長
計良昌子	保育園園長会会長
齋藤美佐枝	公募
中川健二	連合新潟佐渡地域協議会事務局長
中川美津子	女性団体連絡協議会会長
長野雅子	公募
◎樋熊敏文	小学校長会赤泊小学校長
本間雅博	佐渡連合商工会副会長畑野商工会会長
三浦みどり	はぐりんず代表

◎は座長

佐渡市男女共同参画庁内推進会議名簿

氏名	役職名
金子優	副市長
渡辺竜五	総合政策課長
計良孝晴	総務課長
坂田和三	総務課危機管理主幹
村川一博	市民生活課長
鍵谷繁樹	社会福祉課長
後藤友二	高齢福祉課長
山本雅明	農林水産課長
濱野利夫	観光振興課長
市橋秀紀	産業振興課長
長敏宏	農業委員会事務局長
吉田泉	学校教育課長
大橋幸喜	社会教育課長

